



PUBLIC RELATIONS KAMIKOANI

広報

# かみこあに

令和8年  
4月号  
No.807

## 伝統行事「万灯火」

3月20日、村内12集落で万灯火行事が行われました。火が灯ると幻想的な風景が広がり、観賞に来た方々が楽しんでいました。  
(関連2ページ)



上小阿仁村PRキャラクター  
こあびょん

### 主な内容

- |         |             |
|---------|-------------|
| 2～3 P   | 主な出来事       |
| 8～9 P   | 令和8年度予算について |
| 10～11 P | 役場職員の配置について |

## 新しい教育委員を 紹介します

3月定例議会において、上小阿仁村教育委員に矢旗政則氏の選任が同意されました。



矢旗 政則 氏  
(福館)

任期  
令和12年3月14日まで



選任書を受け取る矢旗政則氏

## 上小阿仁中学校卒業式

3月7日、上小阿仁中学校の卒業証書授与式が行われ、男子4人、女子2人の卒業生が学び舎から巣立ちました。

式では、田中一也校長から生徒一人ひとりに卒業証書が手渡されました。

卒業生を代表し、三浦褒ほまれさんが「この5人と出会い、走り、そして過ごしてきた全ては、私の人生の大きな力ケラとして色褪せません。この学び舎で培った思い出、絆、仲間たちの存在を原動力にして、私たちは新たな世界に旅立ちます」と巣立ちの言葉を述べました。

最後に、卒業生らは先生や在校生らに見送られながら、3年間過ごした学び舎を後にし、新たな一歩を踏み出しました。



在校生へメッセージを贈る卒業生

## 上小阿仁小学校卒業式

3月12日、上小阿仁小学校の卒業証書授与式が行われ、男子3人、女子3人が6年間の小学校生活を終えました。

学生服とセーラー服に身を包み、緊張しながらも堂々と入場した卒業生たちは、田中一也校長から卒業証書を受け取りました。

田中校長が「学び続ける自分を大切に。美しく仲間と繋がること。自分の心との対話を大切に。たくましく、何事にも挑戦する自分を大切に。いよいよ旅立ちの時です。小学校のリーダーとして後輩たちを力強く牽引してきた自信と誇りをもって、互いの心を繋ぎながらフルパワーで中学校生活に飛び込んでください」と式辞を述べました。

卒業生は、新しい中学校生活への希望を胸に旅立ちました。



卒業した6人の児童

## かみこあに保育園卒園式

3月21日、かみこあに保育園の卒園式が行われました。

男子1人、女子4人の卒園児は、点呼の後、小林園長から卒園証書を受け取りました。

小林園長は「ゆり組のみなさんご卒園おめでとうございます。学びの生活の中で、ゆり組のみなさんはいつの毎日でした。小学校に行っても仲良く助け合ってください。そして自分らしい学校生活を送ってください」と挨拶しました。

その後、山田教育長から手渡された真新しいランドセルと黄色い帽子を身に着けて、小学校への期待に胸を高鳴らせながら卒園しました。



新生活に胸が高鳴ります

## 先祖供養の灯火 万灯火行事

3月20日、村内12集落で伝統行事の「万灯火」が行われました。

今年は、道の駅かみこあに前のほか、生涯学習センターホールでもイベントが開催され、キッチンカーの出店やミニ縁日などで大いに賑わいました。

午後6時10分に最初の堂川集落の万灯火が点火され、時間差で次々と各集落の万灯火に火が灯されました。最後の小沢田集落の点火の後には花火が打ち上げられました。幻想的な明かりが田んぼや川を照らし、訪れた人々はその光景を楽しんでいました。



福館集落の万灯火

## 飲酒運転追放等競争 表彰伝達式

3月17日、上小阿仁村役場の大会議室で秋田県飲酒運転追放等競争に係る表彰伝達式が行われました。

秋田県では、年単位で、飲酒運転の違反・事故件数及び飲酒運転以外の事故の抑止状況について優れた成績を挙げた市町村を表彰しています。小林村長は「今回の名誉ある受賞は村民、交通安全協会の皆さん、交通指導隊、交通安全協会の皆さんが、交通事故防止のために取り組んでいただいた結果であり、心から感謝申し上げます。飲酒運転については、一人ひとりの自覚と地域の取り組みによって、防ぐことができるものだと思います。今後も飲酒運転ゼロを継続していきたい」と挨拶を述べました。



記念撮影  
(交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊)

## クマ捕獲用 箱わな贈呈式

3月26日、株式会社北日本鉄工（北秋田市・鳥潟剛治代表取締役）のオリジナル害獣捕獲器「入るベア12」の贈呈式が村長室で行われました。

株式会社北日本鉄工は、ボーリング用やぐら・サブストラクチャー、特殊機械の製作を行っている会社です。

今回贈呈された「入るベア12」は、2つのドラム缶をつなげた形状で、直径約70センチ、長さ約1・8メートルで、中の餌をクマが引っ張ると扉が下がる仕組みになっております。

鳥潟氏は「害獣被害が抑えられることで、地域貢献ができればと思います。弊社で製造している『入るベア12』を寄贈させていただきます」と挨拶を述べました。



鳥潟代表取締役から目録を受け取る様子

## 全日本きもの装いコンテスト 東北大会カジュアルの部 準女王に伊藤史織さん

3月15日、公益社団法人全日本きものコンサルタント協会が主催する着付けの技術や所作の美しさを競う「全日本きもの装いコンテスト東北大会」が岩手県民会館で開催され、カジュアルの部に出場した17名のの中から伊藤史織さん（小沢田）が準女王に入賞しました。

3月16日、伊藤史織さんをはじめとする入賞者4名が、岩手県庁や盛岡市役所に結果報告のため表敬訪問しました。

5月31日に東京で行われる世界大会には、東北代表として出場する予定です。



準女王に輝いた伊藤史織さん（左）

令和8年度

# 施政方針

令和8年3月上小阿仁村議会定例会の開会にあたり、村政運営に関する基本的な考え方を議員並びに村民の皆様申し上げます。

高市早苗内閣総理大臣は、基本方針の中で「日本をもっと安心で、もっと暮らしやすい国にすること」を掲げております。

激甚化する自然災害の被害を軽減するため、大雨・地震などに備えたインフラ整備や河川・ダム・堤防の強化を進めるとしています。

また、地方の暮らしを大切にする観点から、地域産業の育成などを明確に打ち出しています。

昨年4月に就任した鈴木健太秋田県知事は、秋田県の人口減少は、自然減だけでなく、社会減も大きく、社会動態の改善こそが秋田再生の力ぎであると述べています。

出生数の改善だけでなく、転出を減らし、転入を増やすことを県の最

重要課題の一つと位置付けています。

村は、国の基本方針や知事の考え方を尊重しつつ、人口減少の緩和と災害防止事業を推進するため、総合計画に基づき施策を進めてまいります。

人口減少の緩和については、産業振興に加え県からも高い評価を受けている居住施設の整備を通じて、県外からの移住促進や高齢者を含む誰でもが入居しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、4年連続で発生した豪雨災害に対応しなければ、村民の苦痛を取り除くことはできません。

防災効果の高い河川改修や洪水を防ぐ防災ダム、住家を守る砂防ダム、山を守る治山ダム、そして、山林整備による土砂流出の防止を進めてまいります。

これらの整備によって、カーボンニュートラルの実現やハイブリッドダムによる水力発電が可能となり、洪水から村民の命と財産を守るとともに、安定的に安全な飲料水や農業用水、電力を供給することができま

災害時には、食糧・水・電気のない生活に大きな困難が生じました。

ごはんが食べられない、お風呂に入れない、トイレが使えない、テレビが見られない、冷暖房が使えないなど、村民のみなさんに不便を強いてしまいました。

今後、このような状況を二度と村民に経験させるわけにはいきません。国もまた、防災事業による国民の安心・安全の確保に向けて動き出しています。

約60年前の村は、萩形ダムや山林関連事業、各種産業によって、たいへん賑わっていました。

再び、賑わいを取り戻すため、居住環境整備や村にあるものを活用して、新たな産業の創出を進めてまいります。

これらは、村の総合計画である「過疎地域持続的発展計画」に基づき事業展開し、子どもを育てやすい環境づくりにつなげていきます。総合計画の三本の柱は次のとおりです。



萩形ダム下流

第1番目は、村民の健康です。

健康で長生きしていただくことが第一です。

そのためには、病気や要介護状態にならないよう予防事業に力を入れます。

また、すでに病気や要介護となっている方には、治療やリハビリを支援します。

さらに、低所得世帯への支援も重要です。

限られた収入の中から税金や国民

健康保険税、介護保険料などを負担していただいています。

残った収入で衣類・食料品・光熱費などを賄っている現状を踏まえ、物価高騰に対応した生活支援に力を注いでまいります。



物価高騰対策生活応援商品券

第2番目は、雇用の拡大です。防災ダムや山林整備、水力発電による自然エネルギーへの転換など、村に眠る豊富な資源を活かし、既存事業の見直しや新規事業の創出によって産業を興してまいります。

民間事業者には大いに利益を上げていただき、まず、従業員の賃金を引き上げ、社会貢献を果たしていただくことで、利益が再び事業者に還元されると考えています。

もどってきた利益を設備投資に活用することで、村の産業経済はより良好なものになると信じています。

村は、民間でできることは民間にまかせ、事業検証しながら再挑戦する商工業を側面から支援してまいります。

第3番目は、教育の充実です。

子どもは、村の宝です。

村は、先人の教えを継承し、「教育立村」を掲げてまいりました。

子どもは、保護者だけでなく、地域住民が一体となって育てるものです。

かつて村民が生活に苦しんでいた時代、村は、木を切り学校を建てました。

その際、他市町村から「上小阿仁村は教育を大切にしている村だ」と称されたと聞いています。

村の自慢は、子どもたちです。

少数精鋭で他地域に挑戦していき

ます。

そのため、子育てや教育環境を他地域では、享受できない最高のものにしていきます。

また、学校教育だけでなく、社会教育、文化・スポーツ活動にいたるまで、だれでもが公平にやりたいことに挑戦できる環境整備を進めます。



稲刈り体験

この三本の柱を基本に、持続可能な村をつくり、自然にやさしい、人間にやさしい農業や森林整備、社会

教育活動、健康づくり、人づくりに力を入れてまいります。

事業推進においては、知識がなければ、知識のある人に教えを請い、できる人をお願いすることも大切です。

村は、何もしないでいれば、衰退していきます。

まず、やってみて、うまくいかなければ原因を検証し、見直し、再挑戦することで村は必ず良くなると信じています。

小規模自治体であるからこそ、住民のかゆいところに手の届く、温かい絆で結ばれた本村の強みを最大限に活かし、次世代につながる持続可能な村づくりを進めてまいります。

利他の心を大切にして、必死に村民のために奉仕することで、「人にやさしく、健康で安心して生活できる村」を実現するため、議員並びに村民の皆様のお知恵とお力をお借りしながら進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。政方針いたします

# 3月定例会

## 行政報告要旨

### 総務課関係

#### 令和7年度補正予算について

今定例会提出の令和7年度一般会計補正予算は、普通交付税の追加交付や事業費の確定見込み等による減額補正が主なものとなっております。

また、特別会計につきましては、年度末の調整による補正となっております。年度内に完了が困難な一般会計の事業につきましては、繰越明許費を設定しております。

### 人事関係について

退職者の定年年齢は2年に1歳ずつ段階的に引き上げられております。

令和6年度末で61歳に到達している職員が定年退職の対象となったあと、次の対象者は、令和8年度末で62歳に到達している職員となっております。令和7年度末での定年退職者はおりません。

現在1名の再任用職員については延長する予定となっております。

また、令和6年度から秋田県町村電算システム共同事業組合に派遣していた職員1名は、令和7年度末の派遣期間終了後、村に復帰することになっております。本村では、一般行政のほか、看護師、保育士の専門職の募集も行っておりますが、公務員志望者は国、地方ともに減少傾向が続いております。今年度確保できなかった職種も含め、引き続き人材の確保に努めてまいります。

#### 1月21日からの大雪への対応について

令和8年1月21日からの大雪に対し、令和8年1月23日に豪雪警戒部を設置しました。その後、積雪量や気象状況等を鑑み、2月3日に豪雪対策本部に移行し対応にあたっております。

2月3日には、村が、北秋田市など秋田県内の6つの自治体とともに、大雪に係る災害救助法の適用を受けました。村では、IP告知端末を活用した注意喚起や、集落会への危険箇所や被害等の情報提供の依頼のほか、消防団への見回りの依頼、職員による村内のパトロールなどを行い、情報の収集にあたっております。

積雪や落雪による建物の被害報告が多数あり、その都度職員が現場を確認しております。

また、雪おろし等の作業事故や転倒によるケガ人や、農業用施設の被害も報告されております。

2月5日、小沢田地内で積雪により屋根が陥没し、室内に雪が入り込んだ住宅がありました。この世帯の方は、コアニティーの短期滞在居室の利用を申し込まれ、現在コアニティーで生活されております。

また、2月6日に開発センターに開設した自主避難所には、その日の夜から翌7日の朝まで、積雪で家屋の危険を感じられた1世帯の方が避難されました。この方は、2月13日夕方から14日朝まで、再度避難されております。

自主避難所は、引き続き開発センターに開設しております。

2月16日現在で確認されている被害状況は、重傷者2名、軽傷者2名、建物被害は、住家19件、非住家25件となっております。

農業用施設等は、パイプハウス5棟が全壊、そのうち4棟で栽培していた農作物も被害を受けました。

また、農業用機械の格納庫1棟が半壊し、格納していたトラクターが一部破損しております。

道路除雪の状況は、除雪した雪の堆積場所が満杯になり、村内の事業者や村直営班の排雪作業が追い付かない状況でしたが、2月5日から北秋田市と五城目町の事業者に応援いただき、排雪作業を進めることができております。

なお、歩道除雪については、除雪機械の故障によりご不便をおかけしておりますが、北秋田地域振興局のご支援により、早急に対応することとしております。引き続き、気象情報等を注視しながら対応に努めてまいります。

### 住民福祉課関係

#### 北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合について

1月27日、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合定例会が開会され、令和8年度当初予算等について審議しております。

令和8年度当初予算につきましては、総額8千669万8千円で、前年度当初予算と比較して212万5千円の増額となります。

村の負担金につきましては、403万2千円で、5万円の増額となります。増額の主な理由は、廃棄物処理費の増加によるものとなっております。

長下処分場の粗大ごみの受入れにつきましては、12月末現在338トンで、内訳は自己搬入粗大ごみ227トン、家屋解体材31トン、市村収集粗大ごみ4トン、クリーンアップごみと熊対策の伐採果樹

木等15トンのほかに、クリーン・リサイクルセンター経由での受け入れが61トンとなっております。

### し尿処理について

し尿及び浄化槽汚泥の処理につきましては、令和2年度より北秋田市のし尿処理施設に委託しております。

### 健康づくり事業・介護予防事業について

健康づくりや介護予防を目的とした事業につきましては、感染症対策に細心の注意を払い、参加者の状態等も考慮しながら実施しております。

### 予防接種事業について

予防接種につきましては、本年度も季節性インフルエンザワクチンを接種した全村民を対象に自己負担額の助成を行っております。

10月からの実施で914名（定期接種562名、任意接種352名）が接種を完了しており、前年度同期と比較して37名（定期接種20名、任意接種17名）の減となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、10月からの実施で定期接種235名、任意接種101名の方が接種を受けております。

定期予防接種以外の任意予防接種につきましては、村では季節性インフルエンザ・風しん・子宮頸がんワクチンの接種や、50歳以上65歳未満の带状疱疹ワクチン及び65歳以上で肺炎球菌ワクチン未接種者に対し接種費用の助成をしております。

### 高齢者世帯等除雪費助成事業について

高齢者等の冬期間における生活の安全

確保を図るため、雪下ろしや除排雪に係る費用に対して、「高齢者世帯等除雪費助成金」を支給しております。

高齢者のみ世帯など、自力での除雪が困難な世帯に対して対象除雪費用の3分の2の助成で、一世帯上限8万円を助成するものです。

申請期限は3月31日で、2月16日現在の申請件数は20件となっております。

## 産業課関係

### 農業関係について

令和7年12月10日に秋田県農業再生協議会臨時総会が開催され、秋田県の令和8年産米における「生産の目安」が決定されました。

前年と比較して数量で9千トンの増加、面積換算で1千500haの増加となっております。

本村においては、上小阿仁村農業再生協議会臨時総会を書面開催し、「生産の目安」について、昨年と比較して数量で31トンの増加、面積換算で6・45haの増加で承認される予定です。

### 地域おこし協力隊の募集について

村内の認定農業者のもとで農作業を行い、活動終了後に村内で就農を目指す委託型地域おこし協力隊と、野外生産試作センターで村の特産作物である食用ほおずき等、畑作物の栽培技術を習得し、農業で定住を目指す雇用型地域おこし協力隊は引き続き募集してまいります。

### 災害復旧事業について

令和5年7月の豪雨により被災した7件の災害復旧事業は、令和7年11月末ですべての工事が完了しております。

令和6年7月の梅雨前線豪雨により被災した46件の災害復旧事業については、33件の工事が完了し、13件の工事が施工中となっております。

令和7年8月と9月の豪雨により被災した15件の災害復旧事業については、農家の皆さんが営農を継続できるよう、早期の復旧を目指し取り組んでまいります。

### 林業・商工関係について

#### 地域おこし協力隊の募集について

林業による地域活性化の取り組みや、森林整備等の林業を通じた就業機会の創出など、林業に関する知識を習得しながら、就業を目指す雇用型地域おこし協力隊に1名の応募がありました。書類選考を経て、面接した結果、採用することに決定しております。

地域おこし協力隊として採用された方は、秋田市在住の39歳男性です。令和8年4月に着任する予定です。

### みんなのくらし応援商品券発行事業について

商工会を事業実施主体として、村内のみで使用可能な「みんなのくらし応援商品券」を発行します。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた村民の生活支援を行うとともに、地域経済を下支えし、地域内の事業者を支援してまいります。

商品券は令和8年6月1日（住民基本台帳に登録されている方）を基準とし、村から世帯主宛てに配布します。額面は1人当たり500円の商品券30枚、合計1万5千円分をお届けします。商品券の使用期間は、令和8年7月から12月までを計画しております。

## 建設課関係

### 除雪について

今シーズンの除雪一斉出動は12月6日が初出動となり、昨年より3日ほど早いスタートとなりました。

一斉出動回数は12月が3回と例年より少ないペースでしたが、1月から寒波による降雪が続く連続出動となったことから、1月の出動回数は25回と過去5年では最多の出動回数となっております。

### 水道・下水道基本料金の減免について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化する中、住民生活への影響を緩和するため、水道・下水道基本料金の9カ月分を減免します。

減免の期間は令和8年4月分から12月分までを計画しております。

## 教育委員会関係

### 学校教育関係について

令和8年度の上小阿仁小学校児童数につきましては、6名が卒業し、5名が入学します。

今年度より1名減の35名の予定です。また、上小阿仁中学校の生徒数は6名が卒業し、6名が入学しますので、今年度と同数の21名の予定です。

したがって、令和8年度の上小阿仁小・中学校児童生徒数は56名の予定です。

学級数は、義務教育学校学級編制基準により、小学校は2・3年と4・5年の複式学級となり、普通学級が4学級、特別支援学級が1学級で、計5学級となります。

中学校は普通学級が3学級、特別支援学級が1学級で、計4学級となります。

## 幼児教育関係について

令和8年度の園児数は男16名、女10名、計26名の予定です。

### 高校生海外研修事業について

中高生海外研修事業につきましては、中学2年生5名、高校3年生1名の6名が、3月23日から3月30日までの日程でオーストラリアのキャンベラ市を訪問します。

## 国保診療所関係

### 診療状況について

昨年4月から今年1月までの診療状況は、医科外来が診療日数196日、患者数4千648人、1日平均患者数は24人となっております。昨年と比較して1日平均で1人の減となっております。

医科外来のうち毎週月曜日診療の泌尿器科につきましては、診療日数32日、患者数648人、1日平均患者数は21人となっております。昨年と比較して1日平均で1人の減となっております。これまで泌尿器科は、月曜日のみ診療しておりましたが、今年1月から月曜日が祝日の場合、火曜日に診療しております。

毎週水曜日と木曜日診療の歯科につきましては、診療日数84日、患者数761人で1日平均患者数は10人となっております。昨年と比較して1日平均で同数となっております。

診療所で昨年10月から実施した季節性インフルエンザの予防接種を受けた方は527人でした。同じく10月から実施した新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けた方は310人でした。

# 28億2,131万円です

## 労働費・農林水産業費・商工費

村有林整備、中山間地域総合整備などの農林水産業及び商工業の振興のための経費です。

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| ・東北労働金庫預託金            | 1,600万円 |
| ・農業委員会費               | 1,149万円 |
| ・地域おこし協力隊報酬等（農業雇用型）   | 578万円   |
| ・地域おこし協力隊委託料（農業委託型）   | 524万円   |
| ・多面的機能支払交付金           | 965万円   |
| ・中山間地域等直接支払交付金        | 721万円   |
| ・特産品販売促進費補助金          | 105万円   |
| ・農畜産物獣害防止対策事業費補助金     | 50万円    |
| ・農業経営等復旧、継続支援対策事業費補助金 | 195万円   |
| ・農業機械等導入補助金           | 500万円   |
| ・小規模農家機械等導入補助金        | 300万円   |
| ・農業収入保険等加入促進補助金       | 120万円   |
| ・野外生産試作センター管理費        | 2,952万円 |
| ・森林整備促進対策事業補助金        | 1,881万円 |
| ・獣害被害対策果樹等伐採事業費補助金    | 50万円    |
| ・地域おこし協力隊報酬等（林業雇用型）   | 588万円   |
| ・造林事業委託料（保育間伐）        | 88万円    |
| ・維持修繕工事（林道仏社1号橋）      | 2,384万円 |

|                    |         |
|--------------------|---------|
| ・中小企業振興融資幹旋資金制度預託金 | 3,100万円 |
| ・資格取得支援事業補助金       | 50万円    |
| ・新規雇用拡大等支援給付金      | 280万円   |
| ・事業所エアコン設備導入補助金    | 200万円   |

## 土木費

生活関連道路の整備や除排雪、河川、村営住宅管理のための経費です。

|                    |         |
|--------------------|---------|
| ・道路除排雪委託料          | 6,935万円 |
| ・除排雪機械借上料          | 643万円   |
| ・村道補修工事（村道福館五反沢線他） | 3,452万円 |
| ・村道側溝改良工事測量設計委託料   | 165万円   |
| ・橋梁補修工事（横滝橋）       | 7,794万円 |
| ・道路橋定期点検委託料        | 1,594万円 |
| ・河川改修工事            | 531万円   |
| ・ふるさと公園改修工事        | 133万円   |
| ・住宅リフォーム支援事業補助金    | 370万円   |
| ・住宅新築費補助金          | 220万円   |
| ・村営住宅修繕工事          | 804万円   |
| ・村営住宅解体工事          | 305万円   |

## 教育費

保育園の運営、学校教育と社会教育（生涯学習）、体育振興等のための経費です。

|              |        |
|--------------|--------|
| ・保育園管理運営費    | 1億48万円 |
| ・海外視察研修費     | 444万円  |
| ・新入学児童生徒記念品費 | 27万円   |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ・児童通学費補助金       | 873万円   |
| ・入学準備補助金        | 115万円   |
| ・高校生就学応援金       | 252万円   |
| ・奨学資金貸付金        | 684万円   |
| ・奨学資金返還支援助成金    | 47万円    |
| ・検定手数料          | 80万円    |
| ・小中学校管理費        | 3,678万円 |
| ・公民館運営費         | 2,159万円 |
| ・中茂公民館解体工事      | 353万円   |
| ・分館補修費補助金       | 516万円   |
| ・図書館運営費         | 807万円   |
| ・若者センター指定管理委託料  | 390万円   |
| ・生涯学習センター管理費    | 2,461万円 |
| ・学校給食費          | 3,114万円 |
| ・学校給食費補助金       | 455万円   |
| ・体育施設費          | 698万円   |
| ・健康増進施設管理費      | 1,113万円 |
| ・トレーニングセンター営繕工事 | 215万円   |

## 災害復旧費

災害復旧のための経費です。

|         |       |
|---------|-------|
| ・災害復旧事業 | 187万円 |
|---------|-------|

## 公債費

建設事業の実施等、村の財源に充てるため借り入れた村債の返済のための経費です。

|        |           |
|--------|-----------|
| ・元金償還金 | 2億4,834万円 |
| ・利子償還金 | 1,746万円   |

## 特別会計予算

村には一般会計のほかに次の独立した会計があり、それぞれの事業を行っています。これらを特別会計といい、国の補助金や保険料、保険税、使用料や手数料、一般会計からの繰入金等により運営されています。

### ●国民健康保険事業勘定 2億9,710万円

被保険者が納めた保険税及び交付金等により医療費（療養費・高額療養費・葬祭費・出産一時金）の給付や重症化予防、健康診査などの保険事業を行います。

### ●国民健康保険診療施設勘定 1億1,781万円

診療所（歯科含む）の運営により、村民の健康の維持、増進を図ります。

### ●介護保険事業勘定 5億1,438万円

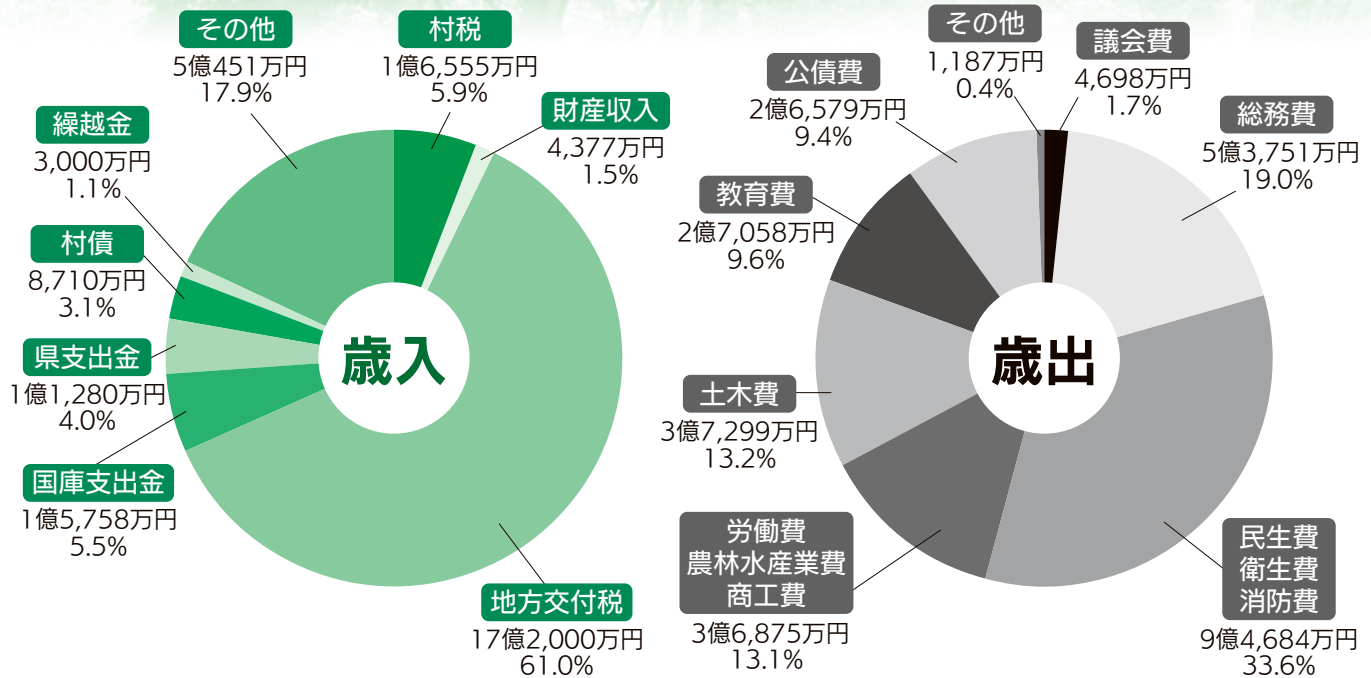
被保険者が納めた保険料等により、介護保険制度による、介護サービスや介護予防・日常生活支援のための総合的な事業を行います。

### ●後期高齢者医療 5,198万円

被保険者が納めた保険料等により、医療費（療養費・高額療養費・葬祭費）の給付や、健康診査、健康相談などの健康づくり事業を行います。

特別会計として運営してきた、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計については、令和5年度より公営企業会計に移行しました。

# 令和8年度の 村の一般会計予算は



## 議会費

議会議員の報酬や議会活動に必要な経費です。

- ・議会運営費 4,698万円

## 総務費

役場庁舎等財産の維持管理費、交通安全、防犯、戸籍、徴税、選挙などのための経費です。

- ・コンピューター保守委託料 493万円
- ・ガバメントクラウド利用料 1,285万円
- ・秋田県町村電算システム共同事業組合負担金 7,555万円
- ・役場前駐車場舗装工事 1,262万円
- ・道の駅管理委託料 730万円
- ・秋田杉の館ホールエアコン更新工事 495万円
- ・結婚新生活支援事業補助金 150万円
- ・移住支援事業補助金 300万円
- ・移住定住奨励金 340万円
- ・おらがふるさとフェスティバル開催事業費 470万円
- ・ふるさと納税WEB委託料 564万円
- ・移動販売業務委託料 295万円
- ・地域おこし協力隊委託料 546万円
- ・い樹い樹むらづくり活動補助金 298万円
- ・集落振興交付金 477万円
- ・防犯カメラ設置工事 330万円
- ・バス路線維持費補助金 885万円
- ・移送サービス協会補助金 731万円

- ・路線バス運行委託料(スクール線運行委託料) 798万円
- ・大館能代空港活用促進助成金 94万円
- ・集住型宿泊交流施設管理費 2,142万円
- ・光ケーブル復旧工事 300万円
- ・国際交流費(萬轡郷研修事業) 425万円
- ・秋田県議会議員選挙費 118万円

## 民生費・衛生費・消防費

老人福祉、福祉医療、児童福祉、各種検診事業など住民の福祉と健康を守るための経費、ごみ処理などの生活環境、消防などの地域の安全を確保するための経費です。

- ・エアコン購入費補助金 300万円
- ・高齢者世帯等除雪費助成金 287万円
- ・家族介護支援金 114万円
- ・国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 2,443万円
- ・外出支援サービス事業委託料 54万円
- ・生活支援ハウス運営事業委託料 838万円
- ・年金生活者等支援福祉給付金 312万円
- ・高齢者緊急通報事業委託料 147万円
- ・敬老会開催費 167万円
- ・介護保険事業勘定特別会計繰出金 7,950万円
- ・福祉保健センター管理費 1,378万円

- ・福祉医療費 1,960万円
- ・障害者福祉費(障害者施設支援費等) 1億2,067万円
- ・難聴者補聴器購入費助成金 15万円
- ・後期高齢者医療費(療養給付費負担金) 4,099万円
- ・後期高齢者医療特別会計繰出金 1,712万円
- ・子宝祝金 364万円
- ・こあにベビー応援給付金 50万円
- ・児童手当 1,784万円
- ・予防接種委託料 1,206万円
- ・任意予防接種委託料(コロナワクチン・インフルエンザ等) 431万円
- ・任意予防接種助成金(带状疱疹等) 87万円
- ・空き家等解体事業費補助金 600万円
- ・産後ケア事業委託料 75万円
- ・不妊治療費等助成金 95万円
- ・遠方妊婦等支援事業補助金 160万円
- ・各種検診委託料 442万円
- ・各種検診受診料補助金 42万円
- ・ごみ処理委託料 1,562万円
- ・し尿処理委託料 721万円
- ・常備消防委託料 1億390万円
- ・冬期防災訓練関連経費 113万円
- ・全国瞬時警報システム更新工事 517万円
- ・秋田県次期総合防災システム整備負担金 970万円

# と主な仕事を紹介します

| 産業課 ☎77-2223 |      |
|--------------|------|
| 課長           | 中島英樹 |

## 農務班

- ・農業基盤整備、農業の振興や農産物の生産振興に関することなどを行っています。
  - ・野外生産試作センターの管理・運営を行っています。
- (農業委員会)
- ・農地法等に基づく許認可の審議や農地利用に関する活動の他、耕作放棄地の発生防止、解消などの活動をしています。

|          |         |
|----------|---------|
| 係長兼農務班長  | 佐々木 太功郎 |
| 主査       | 櫻庭 太一   |
| 主事(新採用)  | 堀内 健太   |
| 会計年度任用職員 | 1名      |

## 林務商工班

- ・木材産業の振興と次世代へ緑豊かな資源を残すため、森林を守る計画管理をおこなっています。
- ・村特産品の開発や雇用の促進などの商工業の振興と観光開発をおこなっています。

|             |       |
|-------------|-------|
| 課長補佐兼林務商工班長 | 小林 逸人 |
| 主査          | 山田 拓人 |
| 主事          | 佐藤 悠也 |
| 主任技能員       | 村田 幸生 |

## 野外生産試作センター ☎77-3596

|          |       |
|----------|-------|
| 主査       | 大沢 直仁 |
| 会計年度任用職員 | 2名    |

| 建設課 ☎77-2224 |       |
|--------------|-------|
| 課長           | 大沢 陽一 |

## 建設班

- ・村道、河川等の維持や村営住宅、公園、管理をしています。
- ・上下水道の管理・運営を行っています。

|          |       |
|----------|-------|
| 係長兼建設班長  | 上杉 大志 |
| 主査       | 田口 和也 |
| 主査       | 鈴木 和也 |
| 会計年度任用職員 | 6名    |

## 診療所 ☎77-2042

- ・村民の健康保持に必要な医療を提供しています。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 所長       | 鹿嶋 秋五           |
| 歯科医師     | 弘前大学医学部附属病院より派遣 |
| 事務長      | 大沢 誠子           |
| 係長(看護師)  | 齊藤 青美           |
| 係長(看護師)  | 田口 リカ           |
| 主査(准看護師) | 田中 陽子           |
| 会計年度任用職員 | 2名              |

## 教育委員会 ☎60-9000

|         |       |
|---------|-------|
| 主幹兼主事局長 | 齊藤 幹雄 |
|---------|-------|

## 総務学校班

- ・学校教育に関する事業をおこない、児童・生徒の学力向上に向けた施策をおこなっています。

|           |       |
|-----------|-------|
| 係長兼総務学校班長 | 田村 勇輝 |
| 主事        | 羽場 桜来 |
| 会計年度任用職員  | 16名   |

## 生涯学習班

- ・生涯学習の推進、各種講座の運営、成人式、文化財の保護に関することを行っています。

|               |       |
|---------------|-------|
| 事務局長補佐兼生涯学習班長 | 木村 研  |
| 主査            | 北林 幸太 |
| 主事(新採用)       | 宮野 広大 |
| 会計年度任用職員      | 11名   |

## かみこあに保育園(認定こども園) ☎77-3470

- ・就学前のこどもを受入れ、次世代を生きる子どもたちを心豊かに、健やかに育てることを目標し、保育を行っています。

|                        |       |
|------------------------|-------|
| かみこあに保育園長(事務局長補佐)(再任用) | 小林 博隆 |
| 係長(保育士)                | 北嶋 千春 |
| 係長(保育士)                | 松岡 環  |
| 主査(保育士)                | 三浦 裕  |
| 会計年度任用職員               | 13名   |

## 各施設の電話番号

|            |         |
|------------|---------|
| 村図書館       | 77-2088 |
| 上小阿仁小中学校   | 77-2048 |
| トレーニングセンター | 77-2044 |
| 上ノ岱ヒュッテ    | 77-2722 |
| 山ふじ温泉      | 77-2454 |
| 若者センター     | 77-2030 |
| 高齢者福祉センター  | 77-3057 |
| コアニティー     | 67-6555 |



令和8年度

# 役場職員の配置

|       |         |
|-------|---------|
| 村 長   | 小 林 悦 次 |
| 副 村 長 | 恵比原 史   |
| 教 育 長 | 山 田 仁 美 |

## 議会事務局 ☎77-2226

- ・本議会や委員会の準備など、議会の活動が円滑に行われるためのサポートをしています。

|          |         |
|----------|---------|
| 事 務 局 長  | 小 林 瑞 穂 |
| 会計年度任用職員 | 1 名     |

## 総務課 ☎77-2221

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 主幹兼課長兼<br>選挙管理委員会書記長 | 加 藤 浩 二 |
|----------------------|---------|

### 総務財政班

- ・村長、副村長の仕事の調整や職員の採用、給与事務などを行っています。
- ・その他村の条例や規則に関する業務や、村の総合的な業務をしています。
- ・村の財政や財産の管理、庁舎の維持管理などを行っています。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 係 長 兼<br>総務財政班長 | 福 田 佳 子 |
| 主 査             | 伊 藤 勝 哉 |
| 主 任             | 宮 越 大 貴 |
| 主 任             | 高 橋 春 花 |
| 会計年度任用職員        | 9 名     |

### 企画班

- ・村の発展計画や立案、企画振興、広報活動を行っています。
- ・ふるさと納税、移住定住、国際交流、交通安全、防犯、公共交通、各種統計調査に関することなどを行っています。  
(選挙管理委員会)
- ・村長や議員を選ぶための選挙などの事務をしています。

|               |         |
|---------------|---------|
| 課長補佐兼<br>企画班長 | 高 橋 舞 子 |
| 主 任           | 市 川 淳 也 |
| 会計年度任用職員      | 1 名     |

### 会計班

- ・村のお金の管理や支払い、収納業務などを行っています。

|                |         |
|----------------|---------|
| 参 事 兼<br>会計管理者 | 石 川 治   |
| 主 査            | 畠 山 彩 加 |

## 住民福祉課 ☎77-2222

|     |         |
|-----|---------|
| 課 長 | 石 川 悦 子 |
|-----|---------|

### 住民福祉班

- ・各種証明書の発行や生活に密着したさまざまな届出などを受け付けています。
- ・外国人の住民票やパスポートの申請を受け付けています。
- ・子育て支援や障害者支援、年金や介護保険に関する福祉についてお手伝いしています。
- ・災害から村民の生命と財産を守るための対策や、消防に関する仕事をしています。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 主 査 兼<br>住民福祉班長 | 畠 山 佳 洋 |
| 主 任             | 船 木 孝 平 |
| 技 師             | 三 沢 翔 大 |
| 主 事<br>(新採用)    | 小 林 拓 野 |

### 税務保険班

- ・税の証明書の発行、軽自動車税、住民税、固定資産税、国民健康保険税の税金を決めたり徴収を行っています。
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、福祉医療、高額医療について申請を受け付けています。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 課長補佐兼<br>税務保険班長 | 小 林 圭   |
| 主 査             | 伊 藤 史 織 |
| 主 任             | 工 藤 南   |
| 主 事             | 鈴 木 琉 星 |

## 健康推進班 ☎77-3008

- ・予防接種や健康診断などを行っています。また、妊娠している人や赤ちゃんの健康に関する仕事をしています。
- ・在宅家族介護サービスなど介護に関する相談を受け付けています。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 課長補佐兼<br>健康推進班長 | 田 中 孝   |
| 係 長             | 片 岡 恵   |
| 主 査             | 萩 野 人 美 |
| 主 査             | 小野寺 梢   |
| 主 査<br>(保健師)    | 福 地 志 保 |
| 主 任<br>(保健師)    | 松 岡 奈 菜 |
| 技 師<br>(保健師)    | 齊 藤 愛 華 |
| 会計年度任用職員        | 1 名     |



# 生涯学習センター だより

●申込・問い合わせ先  
上小阿仁村生涯学習センター ☎(60)9000

## 上ノ岱テニスコート まもなくオープンします

上ノ岱スポーツエリアのテニスコートを4月下旬にオープンできるよう施設の準備をしています。  
今年度も多くの皆さまのご利用をお待ちしております。

### テニスコート使用料金

|       |          |
|-------|----------|
| 村民の方  | 無料       |
| 村外の方  | 1面につき1時間 |
| 中学生以下 | 100円     |
| 高校生   | 300円     |
| 一般    | 400円     |

## かみこあに大学 修了式と1年の振り返り

### 修了式

3月19日、かみこあに大学の修了式を行いました。一年の活動を振り返ったあとは、思い出の写真を彩るフォトフレームづくりを行いました。

受賞者は次のとおりです。

### 皆勤賞

小林 春雄さん  
畠山 光子さん  
田中 治さん

### ちどり賞

(通算4年以上出席)  
田中 ルリ子さん

### こぶ杉賞

(通算8年以上出席)  
石川 トミさん

### こあに賞

(通算12年以上出席)  
加藤 チヤさん

### ことぶき賞

(80歳以上の出席者)  
田中 喜昭さん

## 令和8年度の活動

令和8年度は5月14日に開講いたします。今年度もいろいろな活動を行う予定です。気になる回だけの参加も大歓迎です！お誘い合ってください。

※かみこあに大学では随時参加者を募集しています。詳しくは教育委員会生涯学習班までお問い合わせください！



## 村民登山(森吉山) 参加者募集

「花の百名山」としても知られる森吉山に登り、自然に触れながら体力づくりをしてみませんか。

### 日時

6月14日(日)

午前6時～午後4時

コース ヒバクラコース

※景色やお花が楽しめるコースです。

参加料 一般1000円

小中学生 500円

※帰りはゴンドラを利用するため、

参加料のほかゴンドラ料金がかかります。

ります。

※参加料は登山当日に集金します。

募集期限 5月25日(月)まで

定員 30名

### 申込方法

お電話で申してください。

※申込人数が定員になり次第、締め

切らせていただきます。





## 【公民館講座】 ヨガ講座を開催します

昨年度、大好評をいただいたヨガ講座、今年度も開催します！  
ヨガで心と体を整え、さわやかな夏を迎えましょう。  
初心者の方も大歓迎です。ぜひご参加ください。

- 日時 5月16日(土)  
午前10時～11時
- 場所 生涯学習センター
- 参加料 無料
- 定員 15名
- 講師 ヨガインストラクター  
ナナディアン氏(大館市)
- 申込期限 4月30日(木)

## スマホ・パソコンなんでも 相談会(月1回の定期講座)

- 日時 5月21日(木)  
午前10時～12時
- 場所 コアニティー
- 5月の内容  
(基本編)メール・電話の種類、LINEとメールの違い  
(応用編)Wi-Fiと4G5Gの違い、Wi-Fiのつなげ方
- 持ち物 自分のスマホ
- 定員 6名(参加料は無料)
- 講師 折笠昭宏氏(長信田)
- 申込締切 4月30日(木)
- 申込先(講師直通)  
☎090(9147)3777

※パソコンを学びたい方は要相談。

## 英会話講座 (月1回の定期講座)

- 日時 5月19日(火)  
午後7時～8時30分
- 場所 コアニティー
- 内容 初心者向けの英会話講座です。
- 定員 10名
- 参加料 無料
- 講師 ブラックロック・ヒュー先生  
(小中学校ALT)
- 申込締切 5月11日(月)

# としょかんだより

開館時間は午前9時～午後7時です。  
★1人5冊まで、10日間貸出しております。  
★貸し出しの際は「図書利用カード」が必要ですので忘れないでください。

### 【新着図書のお知らせ】

- ・47都道府県だけじゃない日本の分け方  
(成美堂出版編集部編)
- ・70歳からの簡単スマホカメラ便利帖  
(川島玲子)
- ・耳・鼻・のどの病気百科事典  
(白幡雄一)
- ・明日、あたらしい歌をうたう  
(角田光代)
- ・ねこいる！いる！  
(たなかひかる)

他

### 【新年度から、新しい雑誌が仲間入りします！】

4月から、当館の雑誌コーナーがさらに充実します。新しく加わるタイトルは次のとおりです。

- ・スポーツグラフィックナビ
- ・日経ウーマン
- ・Pen
- ・LDK
- ・コードモエ

これまで以上に多彩なジャンルを取り揃えました。皆さまのご来館をお待ちしております！  
(※最新号は館内閲覧のみとなります。次号が届いてから貸出いたします。)

### 【こどもの読書週間 「ことばがきみの はねになる」

4月23日からこどもの読書週間が始まります。今年の標語は「ことばがきみのはねになる」です。

「こどもの読書週間」は、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから昭和34年に始まりました。

幼少のときから本に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物事を正しく判断する力をつけておくことが、子どもたちにとってどんなに大切なことか、子どもに読書を勧めるだけでなく、読書の大切さについて考えてみませんか？



### 休館日のお知らせ

- \*4月29日(水)昭和の日
  - 5月3日(日)憲法記念日
  - 5月4日(月)みどりの日
  - 5月5日(火)こどもの日
  - 5月6日(水)振替休日
- 祝日のため休館いたします

## 納付するためには

### 1. 口座振替

- ・村税等の納付は、納め忘れの心配のない口座振替をお勧めいたします。
- ・口座振替の申込みは、指定の各金融機関にて受付しております。申込みの際には、預金通帳と金融機関届出印（通帳印）をご持参ください。
- ・すでに口座振替をご利用されている方は、残高不足にならないよう事前に残高をご確認ください。

### 2. 役場会計窓口・金融機関窓口（納付書）

- ・役場会計窓口、または、次の金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで納めることができます。納付書を紛失した場合は再発行しますので、ご連絡ください。

#### （1）納付できる金融機関

- ・北都銀行      ・秋田たかのす農業協同組合      ・東北労働金庫      ・秋田銀行
- ・秋田県信用組合      ・ゆうちょ銀行及び郵便局（東北6県に限る）

#### （2）納付できるコンビニエンスストア

- ・ローソン      ・セブンイレブン      ・ファミリーマート
- ・ほか納付書に記載のコンビニエンスストア

#### （3）利用できるスマートフォン決済サービス

- ①PayPay請求書払い      ②auPay請求書払い      ③d払い請求書払い
- ④FamiPay請求書支払い      ⑤AEON Pay 請求書払い      ⑥楽天ペイ(請求書払い)

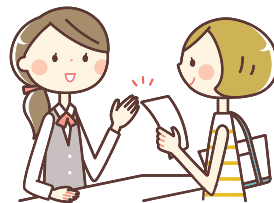
- ・利用者ご自身のスマートフォン等で決済までの全てを行っていただきます。
- ・利用者には手数料がかかりませんが、アプリのダウンロードや利用登録が必要となり、通信料は利用者負担となります。

#### （4）地方税統一QRコード（eL-QR）を利用した納付

地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書表面に印字されるQRコード（eL-QR）を読み取ることで、クレジットカード払いを含む様々な納付方法を選択できるようになります。詳細については「地方税お支払サイト」で検索しご確認ください。なお、対象税目は次の通りです。

- ・村県民税（普通徴収分）・固定資産税・軽自動車税（種別割）・国民健康保険税

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



## 納付にお困りの場合は

- ・病気や失業・災害等により納期限内に納付が困難な場合は、分割納付も利用できます。担当課までお気軽にご相談ください。
- ・納付が遅れるまたは困難な理由にはさまざまな事情があると思いますが、特に相談や連絡等がなければ村ではその事情がわかりません。納付の遅れに事情があれば、担当課までお早めにお気軽にご相談ください。

## 納付に遅れると

- ・村税等を納期限までに納付しないことを『滞納』といいます。
- ・納期限を過ぎると納期限の翌日から『延滞金』が計算されます。延滞金が生じている場合は村税等と併せて納付となります。
- ・延滞金が発生している場合で未納の場合は、後日納付書を送付します。
- ・納期限までに納付が確認できないと『督促状』をお送りします。
- ・その後も納付されない場合は『滞納処分』を行います。延滞金も滞納処分の対象になります。
- ・滞納は納期限内にきちんと納付している納税義務者との公平性を欠くことになります。期限内納付へのご理解とご協力をお願いいたします。

●問い合わせ先

総務課  
建設課

☎77-2221  
☎77-2224

住民福祉課  
教育委員会

☎77-2222  
☎60-9000

# 村税等の納付について

村民の皆さんから納めていただいた村税等は、福祉や保健、教育、道路整備をはじめ、皆さんが安心して暮らせる環境づくりのために非常に大切な財源です。期限内納付へのご理解とご協力をお願いいたします。

納付が困難だからと納付しないでいると滞納処分を行うことがありますので、期限内納付が難しい場合は早めに担当課へご相談ください。

令和8年度の村税等の納期について次のとおりお知らせします。

## 令和8年度 上小阿仁村 村税等納期・納付期限（口座振替日）一覧表

| 税目等<br>(担当課)               | 月                | 4月                                                       | 5月              | 6月               | 7月               | 8月               | 9月               | 10月              | 11月               | 12月※              | 1月              | 2月              | 3月               |
|----------------------------|------------------|----------------------------------------------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|
|                            | 納付期限<br>(各月末日)   | 4月<br>30日<br>(木)                                         | 6月<br>1日<br>(月) | 6月<br>30日<br>(火) | 7月<br>31日<br>(金) | 8月<br>31日<br>(月) | 9月<br>30日<br>(水) | 11月<br>2日<br>(月) | 11月<br>30日<br>(月) | 12月<br>25日<br>(金) | 2月<br>1日<br>(月) | 3月<br>1日<br>(月) | 3月<br>31日<br>(水) |
|                            | ※口座振替日<br>＝納付期限  | ※12月の納期限のみ25日になります。納付期限が役場閉庁日(土・日・祝日)にあたった場合は、翌開庁日となります。 |                 |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                 |                 |                  |
| 村 県 民 税<br>(住 民 福 祉 課)     | 6・8・10・12月<br>4回 |                                                          |                 | 1期               |                  | 2期               |                  | 3期               |                   | 4期                |                 |                 |                  |
| 固 定 資 産 税<br>(住 民 福 祉 課)   | 5・7・9・11月<br>4回  |                                                          | 1期              |                  | 2期               |                  | 3期               |                  | 4期                |                   |                 |                 |                  |
| 軽 自 動 車 税<br>(住 民 福 祉 課)   | 4月のみ<br>1回       | 全期                                                       |                 |                  |                  |                  |                  |                  |                   |                   |                 |                 |                  |
| 国民健康保険税<br>(住 民 福 祉 課)     | 7～2月<br>8回       |                                                          |                 |                  | 1期               | 2期               | 3期               | 4期               | 5期                | 6期                | 7期              | 8期              |                  |
| 介 護 保 険 料<br>(住 民 福 祉 課)   | 7～2月<br>8回       |                                                          |                 |                  | 1期               | 2期               | 3期               | 4期               | 5期                | 6期                | 7期              | 8期              |                  |
| 後期高齢者医療保険料<br>(住 民 福 祉 課)  | 7～2月<br>8回       |                                                          |                 |                  | 1期               | 2期               | 3期               | 4期               | 5期                | 6期                | 7期              | 8期              |                  |
| 住 宅 料<br>( 建 設 課 )         | 毎月               | 4月分                                                      | 5月分             | 6月分              | 7月分              | 8月分              | 9月分              | 10月分             | 11月分              | 12月分              | 1月分             | 2月分             | 3月分              |
| 奨 学 金 返 還 金<br>(教 育 委 員 会) | 毎月<br>(繰上償還可)    | 4月分                                                      | 5月分             | 6月分              | 7月分              | 8月分              | 9月分              | 10月分             | 11月分              | 12月分              | 1月分             | 2月分             | 3月分              |
| 水 道 料 金<br>( 建 設 課 )       | 毎月               | 3月分                                                      | 4月分             | 5月分              | 6月分              | 7月分              | 8月分              | 9月分              | 10月分              | 11月分              | 12月分            | 1月分             | 2月分              |
| 農業集落排水使用料<br>( 建 設 課 )     | 毎月               | 3月分                                                      | 4月分             | 5月分              | 6月分              | 7月分              | 8月分              | 9月分              | 10月分              | 11月分              | 12月分            | 1月分             | 2月分              |
| 下 水 道 使 用 料<br>( 建 設 課 )   | 毎月               | 3月分                                                      | 4月分             | 5月分              | 6月分              | 7月分              | 8月分              | 9月分              | 10月分              | 11月分              | 12月分            | 1月分             | 2月分              |

## 「母子健康手帳」の 交付についてのお知らせ

産婦人科において妊娠の確定診断を受け、母子健康手帳の交付を希望する方は、事前に健康推進班（保健師）へ電話連絡をお願いいたします。

保健師が面会し、母子健康手帳、妊婦健康診査受診券をお渡しします。

その際、妊娠届出書等の記入、保健指導を行いますので、30分程度お時間をいただきます。

### ■ 交付する場所

上小阿仁村保健センター

### ■ 当日必要なもの

マイナンバーカード、通帳またはキャッシュカードの写し



©かみこあに村

## 予防接種のお知らせ

### 任意予防接種

#### 高齢者肺炎球菌感染症

##### ■ 対象

66歳以上の方で、過去に接種を受けたことのない方

##### ■ 申請方法・助成額

- ・上小阿仁国保診療所では、手続き不要、全額助成となります。
- ・村外の医療機関では、上限3500円の助成となり、接種費用を全額自己負担後、保健センターにて申請手続きが必要です。

### 带状疱疹

##### ■ 対象

50歳以上65歳未満の方

##### ■ 各ワクチンの接種回数・助成額

- ①生ワクチン（接種回数：1回）  
・助成額：上限5千円
- ②組換えワクチン（接種回数：2回）  
・助成額：上限1万円を2回助成

##### ■ 申請方法

・上小阿仁国保診療所では、接種費用から助成額を引いた分の支払いが必要です。

※村外の医療機関では、医療機関にて全額お支払いいただき、保健センターにて申請手続きが必要です。

## 定期予防接種

対象となる方に、個別に通知しています。体調に合わせて接種しましょう。

### 子どもの定期予防接種

- ①保育園年長児（麻疹風しん2期）
- ②小学3年生（日本脳炎2期）
- ③小学5年生（二種混合）
- ④小学6年生女子（HPVワクチン）

### 高齢者肺炎球菌感染症

肺炎の中でも最も原因になりやすい「肺炎球菌」による感染症を予防するため、左記の方を対象に、予防接種の公費助成が受けられます。

令和8年4月1日から使用するワクチンが「23価肺炎球菌多糖ポリサッカライドワクチン（PPSV23）」から「沈降20価肺炎球菌（PCV20）」に変更となります。

##### ■ 対象

年度内に65歳になる方（65歳以上66歳未満の方）

##### ■ 接種会場

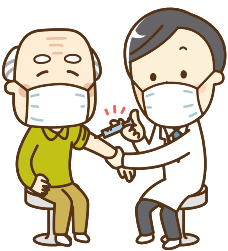
県内ほとんどの医療機関で接種することができ、希望する方は、事前に電話等で予約をしましょう。

##### ■ 接種回数

1回

##### ■ 助成額

全額助成



## 带状疱疹

带状疱疹ワクチンが定期接種となり、対象の方は、次のとおりです。

### 令和8年度の費用助成の対象者

※過去に接種したことがある方は対象外です。

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 65歳の方  | 昭和36年4月2日生～昭和37年4月1日生の方 |
| 70歳の方  | 昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生の方 |
| 75歳の方  | 昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の方 |
| 80歳の方  | 昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の方 |
| 85歳の方  | 昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の方 |
| 90歳の方  | 昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の方 |
| 95歳の方  | 昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生の方   |
| 100歳の方 | 大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生の方  |

##### ■ 接種期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

##### ■ 接種会場

希望する方は、接種を行う予定の医療機関へ接種の実施を確認し、予約してから接種しましょう。

##### ■ 接種回数

生ワクチンは1回、組換えワクチンは2回接種

##### ■ 助成額

全額助成

# 国民年金の手続きはお済みですか？

■会社を退職されたときは  
国民年金の届出が必要です！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

会社を退職されたときは、第2号被保険者（厚生年金）から第1号被保険者（国民年金）への変更の届出が必要となります。

※第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）であつた方についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要となります。

■手続きについて  
役場の住民福祉課で手続きしてください。

■手続きに必要なもの  
①基礎年金番号を確認できる書類  
②離職票等の退職日を確認できる書類

■保険料額  
国民年金の保険料は、月額1万7920円です。

■保険料の免除制度があります！  
保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。

## ★メリット1

退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

## ★メリット2

一定の年金額が保障されます！  
免除された場合でも一定の年金額を受給できます。

## ★メリット3

万が一の際にも確かな保障！  
病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

## ■手続きについて

お住まいの市町村役場またはお近くの年金事務所へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。

## ■手続きに必要なもの

①基礎年金番号を確認できる書類  
②雇用保険受給資格者証の写し等失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

## ●問い合わせ先

鷹巣年金事務所 電話(62)1490  
住民福祉課 税務保険班 電話(77)2222

## 令和8年度 胃がん検診日程表

令和8年度の胃がん検診は、下記のとおり、**4月**に実施いたします。

令和5年度、6年度、7年度に村の胃がん検診を受けられた方に個別に通知しております。通知が届いておらず、検診を希望される方は、健康推進班へお申し込みください。

### (1) 検診料金・対象・内容について

| 検 診 料 金  |          | 対 象 ・ 内 容                                                                  |
|----------|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 国保と後期高齢者 | その他の健康保険 |                                                                            |
| 無 料      | 2,000円   | 40歳以上の方(年齢基準:令和9年4月1日時点)、<br>令和8年度無料クーポン券対象者<br>問診・胃の透視(バリウムを飲んで行うレントゲン検査) |

### (2) 日程・会場・対象集落について

| 月 日      | 会 場    | 対 象 集 落                | 受付時間    |
|----------|--------|------------------------|---------|
| 4月21日(火) | 沖田面公民館 | 大海・水無・小田瀬・大林・南沢・中茂・八木沢 | 午前7時～9時 |
| 4月22日(水) | 沖田面公民館 | 沖田面                    | 午前7時～9時 |
| 4月23日(木) | 保健センター | 杉花・小沢田                 | 午前7時～8時 |
|          |        | 羽立・下五反沢・中五反沢・上五反沢      | 午前8時～9時 |
| 4月24日(金) | 保健センター | 堂川・福館                  | 午前7時～8時 |
|          |        | 長信田・大阿瀬・下仏社・上仏社        | 午前8時～9時 |

※番号札については、**午前6時30分**に各会場に設置いたします。

## 職員異動のお知らせ

(令和8年4月1日発令)

## 【総務課】

▽主幹兼課長（総務課長）

加藤 浩二

▽係長（教育委員会係長）

福田 佳子

▽主査（産業課主査）

畠山 彩加

## 【住民福祉課】

▽課長補佐（総務課長補佐・秋田県

町村電算システム共同事業組合派

遣）

▽主査（産業課主査）

萩野 人美

## 【産業課】

▽主査（総務課主査）

山田 拓人

## 【建設課】

▽係長（総務課係長）

上杉 大志

## 【教育委員会】

▽主幹兼事務局長（教育委員会事務局

局長）

齊藤 幹雄

▽事務局長補佐（住民福祉課課長補

佐）

木村 研

## 【新規採用】

▽主事（住民福祉課）

小林 拓野

▽主事（産業課）

堀内 健太

▽主事（教育委員会）

宮野 広大

## 【再任用更新】

▽かみこあに保育園園長・事務局長  
補佐 小林 博隆農業委員・農地利用最適化  
推進委員の募集について

任期の満了に伴い次のとおり応募・推薦を受付しています。

## ■農業委員

・募集人数 6名

・任期 7月20日から3年間

・主な業務

農地転用、農地利用最適化に関する活動・審議

## ■農地利用最適化推進委員

・募集人数 6名

・任期 7月20日から3年間

・主な業務

農地の無断転用、利用集積・集約化に関する調査。

■受付期限 5月7日(木)

## ■応募・推薦方法

応募・推薦用紙は、産業課窓口備え付けまたは、村のホームページからダウンロードし、記入のうえ農業委員会事務局（産業課）まで提出してください。

●問い合わせ先 農業委員会事務局

☎(77)2223

「第2回森林療法体験会」  
の参加者を募集します

村と包括連携協定を締結している東京農業大学の事業として3月に開催された森林療法体験会を次の日程で再び開催することになりました。

森林療法とは疾病治療や健康増進のため、あるいは生活習慣病の予防や気分の改善、心身のリハビリテーションなどを目的に森林環境を利用することです。

体験会は森林療法研究の先駆者である東京農業大学の上原 巖 教授の研究事業と連携し、村の森林空間を活用した体験活動を行います。

前回参加した方はもちろんですが、更に多くの皆さまに体験をしていただきたいので、次のとおり参加者を募集します。森林療法を体験してみたい方や、健康づくりに関心のある方は是非お申込みください。

なお、当日の日程や内容については折り込みチラシや下の欄をご確認ください。

■開催日時  
5月19日(火) 午後1時から■集合場所  
保健センター

■日程・活動内容等

- ①事業の説明と活動前の各種測定（血圧や唾液アミラーゼなど）
- ②山ふじ温泉に移動（バス送迎）
- ③温泉施設周辺の森林散策または屋内での体験活動
- ④活動後の効果測定（血圧や唾液アミラーゼなど）

終了予定時刻 概ね16時

外を散策しますので、歩きやすい服装や靴でご参加ください。

## ■講師

東京農業大学 地域環境科学部  
森林総合科学科 上原 巖 教授

## ■申込方法

役場総務課企画班、または保健センターに電話でお申込みください。

## ●申込・問い合わせ先

総務課企画班 ☎(77)2221  
保健センター ☎(77)3008

# 地域おこし協力隊 日誌 126

新年度が始まりました。

4月から生活環境が大きく変わった方もいらっしゃると思います。

私は昨年5月から移動販売の業務に携わったため、2年目に入るのはもう少し先になりますが、これまで一緒に村内を回らせていただいた菅沼悠さんが移動販売業務から離れることになったことは、大きな変化となりました。



岸 編

いつも明るく元気で、皆様にとって『娘』のような存在であっただけでなく、お客様に『寄り添う』という面においての貢献度は非常に高かったのではないかと、いつもそばで見て、感じておりました。

道の駅に置いていない物を、通常業務終了後に鷹巣や五城目・井川・潟上まで仕入れに行き、翌日や翌々日、販売に回った際にお届けしており、移動販売のお客さまにとって菅沼さんがいなくなることは、想像以上に大きいものなのではないかと思っています。

## 一日限りの特別開催!! さっとお茶っこ、飲まねすか

前の協力隊の、中宮さん、折笠さん、菅沼さんの3名に私を加え、ひさしぶりの開催となります。

温かいお飲み物と、おもてなしの心をたくさんご用意して、お待ちしております。



### 【次回日程】

- 日時 4月20日(月) 午前10時～正午
- 場所 コアニティ

## 母の日ありがとうキャンペーン カーネーションプレゼントのお知らせ

昨年、着任後すぐに実施し、好評だったカーネーションのプレゼント、今年もやります。

普段、移動販売を利用されておられない方も、これを機に興味をお持ちいただければ幸いです。

### 【開催日程】

- 日時 5月4日(月)～5月8日(金)
  - 場所 通常の移動販売停車場所にて
- おおよその時間と場所を知りたい方は、協力隊・岸(080-2722-3261)までご連絡ください。



## 自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割が 廃止されます

令和7年12月の「令和8年度税制改正大綱」で、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止することが閣議決定されました。

これに伴い、現行の「自動車税種別割」が「自動車税」へ、「軽自動車税種別割」が「軽自動車税」へ変わります。

ただし、令和8年度軽自動車税の納税通知書等の名称は「軽自動車種別割」と印字されているため、「軽自動車税」と読み替えていただくようお願いいたします。

●問い合わせ先  
住民福祉課 税務保険班

☎(77)2222

## 自転車にも「青切符」が 導入されます

4月から、自転車でも「青切符(交通反則通告制度)」が適用されます。青切符は、自転車の運転者(16歳以上)が信号無視などをした場合、反則金を納めることで刑事手続きに進まずに済む制度です。なお、交通ルールはこれまでと同じです。

●問い合わせ先  
北秋田警察署交通課

☎(62)1245

# 村の新たな補助金や事業をお知らせします

詳しくは、担当課までお問い合わせください。

|                                                                                          |  |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------|
| <b>総務課関係</b>                                                                             |  | 電話 77-2221 |
| <b>【い樹い樹むらづくり活動補助金】拡充</b>                                                                |  |            |
| 交付要件・対象経費等：集落会がクマの被害防止対策として行う空地等の草刈りに要する経費（機械借上料、燃料代等）                                   |  |            |
| 補助金額：対象経費の9/10、上限1回当たり10万円。                                                              |  |            |
| <b>住民福祉課関係</b>                                                                           |  | 電話 77-2222 |
| <b>【軽度・中等度難聴者補聴器購入費補助金】新規</b>                                                            |  |            |
| 交付要件・対象経費等：身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴者（18歳以上の両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方等）が、補聴器の購入に要する経費 |  |            |
| 補助金額：補聴器購入費用の1/2、上限5万円。                                                                  |  |            |
| <b>【子宝祝金】拡充</b>                                                                          |  |            |
| 祝金の内容：一時金として第1子に20万円、第2子以降に60万円を贈呈。そのほか第3子以降には、6歳の誕生日の属する月の前月まで月額1万5千円を贈呈。               |  |            |
| <b>産業課関係</b>                                                                             |  | 電話 77-2223 |
| <b>【みんなの暮らし応援商品券】新規</b>                                                                  |  |            |
| 事業の内容等：村内のみで利用できる商品券1人当たり15,000円分を6月中に配布。商品券の使用期間は、7月1日から12月31日まで。                       |  |            |
| <b>【食用ほおずき作付け者支援補助金】新規</b>                                                               |  |            |
| 交付要件等：食用ほおずきを100本以上作付けしている方で、出荷及び販売する方。                                                  |  |            |
| 補助金額：作付け1本当たり500円。                                                                       |  |            |
| <b>【小規模農家機械等導入補助金】新規</b>                                                                 |  |            |
| 交付要件・対象経費等：認定農業者以外の販売農家で、村内に現況地目の田又は畑を1,000㎡以上耕作する方が、その農地で使用する農業用機械の購入に要する経費（消費税を除く）。    |  |            |
| 補助金額：対象経費の1/2、上限50万円。                                                                    |  |            |
| <b>【農業収入保険加入促進補助金】新規</b>                                                                 |  |            |
| 交付要件・対象経費等：収入保険に新規で加入する農家が負担する掛け捨て保険料。                                                   |  |            |
| 補助金額：対象経費の1/4（100円未満切捨て）、上限5万円で1回限り。                                                     |  |            |
| <b>【上小阿仁村森林整備促進対策事業補助金】拡充</b>                                                            |  |            |
| 交付要件・対象経費等：森林所有者が事業主体となり実施する、搬出間伐、保育間伐、枝打、下刈、植栽に要する経費。                                   |  |            |
| 補助金額：                                                                                    |  |            |
| 県の補助対象となる事業                                                                              |  |            |
| ・搬出間伐 実際に要した経費の25%、国県の補助金と合わせ93%補助。自己負担7%                                                |  |            |
| ・保育間伐 実際に要した経費の32%、国県の補助と合わせ100%補助。自己負担なし                                                |  |            |
| ・枝打、下刈 実際に要した経費の32%、国県の補助と合わせ100%補助。自己負担なし                                               |  |            |
| ・植栽 実際に要した経費から県補助金を除いた額、合わせて100%補助。自己負担なし                                                |  |            |
| 県の補助対象とならない事業（自力施業）                                                                      |  |            |
| ・植栽、枝打、下刈、除伐 実際に要した経費の60%を補助。自己負担40%                                                     |  |            |
| <b>教育委員会関係</b>                                                                           |  | 電話 60-9000 |
| <b>【図書館ポイントカード事業】新規</b>                                                                  |  |            |
| 事業の内容等：村内在住の高校生までが対象。図書館で本を借りると1ポイントもらえ、50ポイントたまると1,000円分の図書カードと交換できる。                   |  |            |

補助金等によって、交付の対象となる方、交付の対象となる経費、申請の仕方などが異なりますので、詳しいことは、担当課までお問い合わせください。

# 子育て支援の補助金などをお知らせします

詳しくは、担当課までお問い合わせください。

| 教育委員会関係                                                                  |  | 電話60-9000 |
|--------------------------------------------------------------------------|--|-----------|
| <b>【ブックスタート事業(幼児用絵本の贈呈)】</b>                                             |  |           |
| 交付対象・事業内容等：1歳から6歳までの子どもに、毎年の誕生月に絵本を贈呈。                                   |  |           |
| <b>【すこやか子育て支援事業(保育園の保育料、給食費の全額助成)】</b>                                   |  |           |
| 交付対象等：就学前の子どもの保育料等を負担する保護者。                                              |  |           |
| 助成額：保育園の保育料及び給食費を全額助成                                                    |  |           |
| <b>【小中学生入学準備助成金】</b>                                                     |  |           |
| 交付対象等：小中学校に入学する児童の保護者                                                    |  |           |
| 助成金額：小学校入学時 1人当たり5万円。中学校入学時 1人当たり10万円                                    |  |           |
| <b>【小中学校入学祝品支給】</b>                                                      |  |           |
| 交付対象等：小中学校に入学する児童の保護者                                                    |  |           |
| 支給品：小学校入学時 通学用ランドセル、黄色い帽子。中学校入学時 通学用カバン、通学用ヘルメット(希望者)                    |  |           |
| <b>【小学校通学費補助金】</b>                                                       |  |           |
| 交付対象等：バス通学する児童の定期券購入費。                                                   |  |           |
| 補助金額：全額補助                                                                |  |           |
| <b>【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】</b>                                           |  |           |
| 交付対象等：保護者が就労等により昼間家庭にいない児童。                                              |  |           |
| 事業内容：対象児童の放課後の保育サービスを無料で提供する                                             |  |           |
| <b>【学校給食費助成金】</b>                                                        |  |           |
| 交付対象等：小中学校等に在籍する児童生徒の保護者が負担すべき学校給食費。                                     |  |           |
| 助成額：全額助成                                                                 |  |           |
| <b>【小中学生児童生徒学力検定料助成金】</b>                                                |  |           |
| 交付要件・対象経費等：上小阿仁小中学校が、児童生徒を対象に団体申込する英語、漢字、算数、数学検定の検定料。                    |  |           |
| 助成金額：全額助成                                                                |  |           |
| <b>【高校生就学応援金】</b>                                                        |  |           |
| 交付対象等：村内に居住する、高等学校等の生徒の保護者。                                              |  |           |
| 支給額：月額1万円                                                                |  |           |
| <b>【奨学資金の貸与】</b>                                                         |  |           |
| 交付対象等：学校教育法に規定する高等学校又は大学に在学し、学業成績が優秀で品行方正であり、経済的理由により就学困難である者。           |  |           |
| 貸与額等：高等学校 月額2万円以内、短大及び専修学校 月額4万円以内、大学 月額5万円以内。いずれも無利子                    |  |           |
| 住民福祉課関係                                                                  |  | 電話77-2222 |
| <b>【福祉医療費】</b>                                                           |  |           |
| 交付対象等：乳幼児(未就学児)、小中学生及び高校生(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)。                         |  |           |
| 給付額：原則、医療費の自己負担分を現物給付                                                    |  |           |
| <b>【こあにベビー応援給付金】</b>                                                     |  |           |
| 交付対象等：妊娠の届出又は出産の届出をした妊婦の方。                                               |  |           |
| 給付額：妊娠の届出時5万円。出産の届出時5万円                                                  |  |           |
| <b>【チャイルドシート購入費補助金】</b>                                                  |  |           |
| 交付要件・対象経費等：6歳未満の乳幼児がいる保護者が、チャイルドシートの購入に要する経費。                            |  |           |
| 補助金額：対象経費の全額、上限2万円                                                       |  |           |
| <b>【任意予防接種助成事業】</b>                                                      |  |           |
| 交付対象・助成額等：                                                               |  |           |
| 定期接種以外のインフルエンザワクチン：生後6か月以上13歳未満の方 上限2,500円、交付回数2回。                       |  |           |
| 13歳以上の方 上限2,500円、交付回数1回                                                  |  |           |
| 定期接種以外の子宮頸がんワクチン：17歳までの女性等 接種料の全額、交付回数3回まで                               |  |           |
| 定期接種以外のコロナウイルスワクチン：生後6か月以上の者 上小阿仁村国保診療所は接種料の全額、その他の医療機関は上限11,800円、接種回数1回 |  |           |

# その他の主な補助金などをお知らせします

詳しくは、担当課までお問い合わせください。

|                                                                                   |  |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--|------------|
| <b>総務課関係</b>                                                                      |  | 電話 77-2221 |
| <b>【公共交通機関定期補助金】</b>                                                              |  |            |
| 交付要件・対象経費等：学生以外の村民が、県内公共交通機関の定期券の購入に要する経費                                         |  |            |
| 補助金額：対象経費の1/2                                                                     |  |            |
| <b>【大館能代空港利用促進助成金】</b>                                                            |  |            |
| 交付要件・対象経費等：大館能代空港発着の航空券の購入に要する経費                                                  |  |            |
| 補助金額：片道1席当たり5千円                                                                   |  |            |
| <b>【移住定住奨励金】</b>                                                                  |  |            |
| 交付対象等：転入前1年間以上を村外に居住し、転入後1年以上村内に居住する意思を有する転入者。                                    |  |            |
| 奨励金の額：転入者1人につき10万円。16未満の転入者は1人につき30万円                                             |  |            |
| <b>住民福祉課関係</b>                                                                    |  | 電話 77-2222 |
| <b>【エアコン購入費補助金】</b>                                                               |  |            |
| 交付要件・対象経費等：村民が、村内の自己の住宅にエアコンを購入し設置するために要する経費。                                     |  |            |
| 補助金額：対象経費の1/2、上限10万円                                                              |  |            |
| <b>【高齢者世帯等除雪費助成金】</b>                                                             |  |            |
| 交付要件・対象経費等：満70歳以上のみの高齢者世帯等の屋根の雪下ろし、玄関先等の除雪に要する経費。                                 |  |            |
| 補助金額：対象経費の2/3、上限8万円                                                               |  |            |
| <b>【空き家等解体事業補助金】</b>                                                              |  |            |
| 交付要件・対象経費等：村内の空き家等の所有者等が、空き家等の解体及び撤去に要する経費。                                       |  |            |
| 補助金額：対象経費の1/2、上限50万円                                                              |  |            |
| <b>産業課関係</b>                                                                      |  | 電話 77-2223 |
| <b>【事業者エアコン設備導入促進補助金】</b>                                                         |  |            |
| 交付要件・対象経費等：村内事業者が、省エネエアコンの導入に要する経費（消費税除く）                                         |  |            |
| 補助金額：対象経費の1/2、上限100万円                                                             |  |            |
| <b>【LED設備導入等促進事業費補助金】</b>                                                         |  |            |
| 交付要件・対象経費等：村内事業所の、LED照明の導入に要する経費（消費税除く）                                           |  |            |
| 補助金額：対象経費の2/3、上限100万円                                                             |  |            |
| <b>【新規雇用拡大等支援給付金】</b>                                                             |  |            |
| 交付対象：新たに従業員を雇用した事業主及びその従業員（退職金制度に加入していること）                                        |  |            |
| 補助金額：事業主 村内雇用1人につき年額30万円を3年間、村外雇用1人につき年額20万円を3年間、従業員 月額2万5千円を3年間（村内居住者に限る）        |  |            |
| <b>【事業者等支援事業費補助金】</b>                                                             |  |            |
| 交付要件・対象経費等：村内で起業又は活動する法人及び個人事業主、グループ等が、地域特産品の開発、販路拡大や新規顧客の取り込み、知的財産権の登録・取得等に要する経費 |  |            |
| 補助金額：対象経費の2/3、上限30万円                                                              |  |            |
| <b>【資格取得支援事業補助金】</b>                                                              |  |            |
| 交付要件・対象経費等：15歳以上の村民が、村が認める資格を取得するための受験料及び受講料                                      |  |            |
| 補助金額：対象経費の1/2、上限10万円                                                              |  |            |
| <b>【危険木伐採等補助金】</b>                                                                |  |            |
| 交付要件・対象経費等：森林の所有者等が、住宅等への倒木被害の恐れがある危険木の撤去に要する経費                                   |  |            |
| 補助金額：対象経費の1/2、上限50万円                                                              |  |            |
| <b>【林業トップランナー養成研修助成金】</b>                                                         |  |            |
| 交付要件・対象経費等：村民等が林業大学校を受講するために要する受講料及び住宅賃借料。                                        |  |            |
| 補助金額：受講料相当額及び家賃相当額、上限月額3万円                                                        |  |            |

|                                                                                                                                                                                                  |                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <b>【狩猟免許等取得支援事業補助金】</b>                                                                                                                                                                          |                   |
| 交付要件・対象経費等：狩猟免許取得や、散弾銃及びライフル銃等の購入に要する経費<br>補助金額：対象経費の10/10、上限55万円                                                                                                                                |                   |
| <b>【鳥獣被害対策果樹等伐採事業補助金】</b>                                                                                                                                                                        |                   |
| 交付要件・対象経費等：村民等が、鳥獣被害防止のための果樹等の伐採に要する経費。<br>補助金額：<br>・自己伐採 30～60cm 1本当たり3,100円、60～90cm 1本当たり7,800円、90cm以上1本当たり14,700円<br>・業者伐採 実際に要した経費の1/2、上限1本当たり5万円                                            |                   |
| <b>【農畜産物獣害防止対策事業補助金】</b>                                                                                                                                                                         |                   |
| 交付要件・対象経費等：電気柵や防止ネット等の設置に要する経費（事業費が2万円以上のもの）。<br>補助金額：対象経費の1/2、上限10万円                                                                                                                            |                   |
| <b>【食用ほおずき出荷補助金】</b>                                                                                                                                                                             |                   |
| 交付要件等：村産の食用ほおずきを、かみこあに観光物産又は秋田たかのす農協に出荷した方。<br>補助金額：生食用殻つき 100グラム当たり160円、加工用バラ 100グラム当たり100円                                                                                                     |                   |
| <b>【こはぜ出荷補助金】</b>                                                                                                                                                                                |                   |
| 交付要件等：村産のこはぜを、かみこあに観光物産に出荷した方。<br>補助金額：1キログラム当たり1,000円                                                                                                                                           |                   |
| <b>【農業機械等導入支援補助金】</b>                                                                                                                                                                            |                   |
| 交付要件・対象経費等：認定農業者等が農業機械等の導入に要する経費（消費税を除く）。<br>補助金額：対象経費の1/2、上限100万円。（認定期間中2回まで）                                                                                                                   |                   |
| <b>【アグリフロンティア育成研修奨励金】</b>                                                                                                                                                                        |                   |
| 交付対象等：原則50歳未満の村民で、秋田県が実施するアグリフロンティア育成研修を受講する方。<br>奨励金の額：月額18万円（国の就農準備資金を受ける場合は、その額を減額する。）                                                                                                        |                   |
| <b>【小規模土地改良事業補助金】</b>                                                                                                                                                                            |                   |
| 交付要件・対象経費等：受益者2名以上で行う、①圃場整備事業、②かんがい排水事業、③農道改良工事に要する経費。<br>補助金額：①対象経費の30%、②と③対象経費の50%。上限100万円。                                                                                                    |                   |
| <b>【農地等小災害復旧事業補助金】</b>                                                                                                                                                                           |                   |
| 交付要件・対象経費等：受益者が2名以上で事業費が5万円以上40万円未満の原形復旧工事で、国の補助基準に満たない農地等の復旧に要する経費。（被災から2週間以内の災害状況報告が必要）<br>補助金額：対象経費の1/2（同一年度で2回目以降又は激甚災害に指定された場合は2/3）                                                         |                   |
| <b>建設課関係</b>                                                                                                                                                                                     | <b>電話 77-2223</b> |
| <b>【住宅リフォーム事業補助金】</b>                                                                                                                                                                            |                   |
| 交付要件・対象経費等：村内の住宅に係る事業費が50万円以上の住宅リフォーム工事に要する経費（村内の事業者が施工するもの）。<br>補助金額：一般世帯（持家）対象経費の1/10、上限20万円。子育て世帯（持家）同居の子どもが1人又は2人以上 対象経費の2/10、上限30万円。同居の子どもが3人以上 対象経費の2/10、上限50万円。子育て世帯（空き家）対象経費の3/10、上限60万円 |                   |
| <b>【新築住宅等補助金】</b>                                                                                                                                                                                |                   |
| 交付要件・対象経費等：村内に居住目的の住宅を新築するための経費。<br>補助金額：<br>・新築工事に係る経費<br>村内業者の施工 自己資金の1/2（1,000円未満切捨）、上限200万円<br>村外業者の施工 自己資金の1/2（1,000円未満切捨）、上限50万円<br>・不動産取得税分 新築住宅に係る不動産取得税相当額（1,000円未満切捨）                  |                   |
| <b>【雪害安全対策等事業補助金】</b>                                                                                                                                                                            |                   |
| 交付要件・対象経費等：村民が、住宅の雪下ろし等の対策に係る安全対策を行う5万円以上の工事に要する経費（村内の事業者が施工するもの）。<br>補助金額：対象経費の8/10、上限40万円                                                                                                      |                   |

## 会計年度任用職員を

## 募集しています

## ■道路等維持修繕作業

## ○業務内容

緊急の道路補修作業・道路維持作業

## 業

## ※普通免許必須

## ○勤務場所

上小阿仁村一円

## ○雇用期間

雇用の日々令和8年11月

## ○勤務体制

午前8時30分～午後5時15分

(休憩60分) 土日祝日は休み

## ○給与額

月給20万6629円

## ○加入保険

共済・厚年・雇用・非常勤公務災害

## ○選考方法

書類・面接

## ■コアニティー日直【障害者枠】

## ○業務内容

施設管理(短期入居者対応、電話・窓口対応、施設内外清掃、玄関

前の雪かき、チップ・灯油ボイラー

操作管理、備品管理、消耗品管理、

パソコンにて出勤簿等作成・管理、

その他

## ○勤務場所

集住型宿泊交流拠点施設コアニ

## ティ

雇用の日々令和9年3月

## ○雇用期間

雇用の日々令和9年3月

雇用の日々令和9年3月

## ○勤務体制

週4日勤務

午前8時30分～午後5時15分

(休憩60分)

※勤務する曜日、職務内容について

は相談に応じます。

## ○給与額

日額 9397円

## ○加入保険

共済・厚年・雇用・労災

## ○選考方法

書類・面接

## ●問い合わせ先

総務課財政班

☎(77)2221

## 水道メーターボックスの

## 除雪にご協力をお願いします

4月20日よりメーター検針が始ま

ります。メーターボックス付近の除

雪についてご協力をお願いいたします。

冬期間の12月分から3月分まで使

用された分との差額は、4月以降の

検針結果に基づき精算いたします。

## ●問い合わせ先

建設課 建設班

☎(77)2224

浄化槽(合併処理浄化槽)を  
設置しませんか

村では平成5年度から継続的に国、

県の補助制度を活用して浄化槽の整

備を進めています。

4月1日から令和8年度の個人設

置型浄化槽補助金の申請を受付して

います。

## ■募集枠

1基

## ■応募期限

7月末

## ■対象地域

大阿瀬・堂川・小田瀬・南沢・不

動羅・中茂・八木沢

## ■交付対象

居住を目的とする住宅で、店舗等

併用住宅、賃貸住宅等も含まれます。

## ■補助金額

5人槽 50万3千円

(延床面積 130㎡以下)

7人槽 57万3千円

(延床面積 130㎡超)

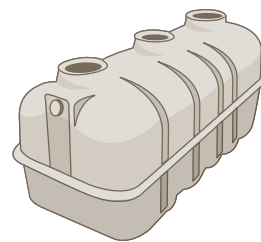
※浄化槽の大きさは家の延床面積、

使用人数等によって決まります。

## ●問い合わせ先

建設課 建設班

☎(77)2224

水道・下水道・農業集落排  
水基本料金の減免について  
(物価高騰対応重点支援地方創生交付金事業)

エネルギー・食料品価格等の物価

高騰が長期化する中、住民生活への

経済的負担を軽減するため、水道・

下水道・農業集落排水の基本料金を

減免します。

## ■内容

水道・下水道・農業集落排水の基

本料金を9か月間減免します。

・水道基本料金

月額2千750円(税込)

・下水道基本料金

月額1千886円(税込)

・農業集落排水基本料金

月額1千886円(税込)

## ■対象

水道・下水道・農業集落排水事業

区域内の世帯及び事業者

※公共施設は対象外です。

令和8年4月検針(令和8年5月

請求)分から令和8年12月推定(令

和9年1月請求)分の9か月分

※水道の検針時のお知らせに基本料

金が表示されなくなります。

## ■申込手続

申込手続は不要です。

## ●問い合わせ・提出先

建設課 建設班

☎(77)2224

# 村長日誌抄

小林悦次

(102)

## 民間にはない「起債（きさい）」という制度

村の事業には、民間企業にはない特別な仕組みがあります。

それが「起債」という制度です。

①お金がなくとも事業ができる  
民間企業も必要な資金が足りない時には借入をして事業を行い、数年かけて返済します。

②返すお金の70%を国が負担してくれる  
ここまでは、村も同じです。

③補助金がついた事業でも、自己負担してきます。

このため、全国の市町村がこの制度を活用しようと、国や県に強く要望しています。

つまり、村が実際に返すのは、30%だけです。

このため、全国の市町村がこの制度を活用しようと、国や県に強く要望しています。

## 担分を借りられる

たとえば、国の補助金で70%が補助される事業があったとします。

残りの30%の自己負担分を、起債制度で借りることができます。

さらに返済時には、その30%のうち3割（全体の9%）だけを返せばよい仕組みです。

## ●具体例

1万円の事業を行なう場合

補助金 7000円

村が借り入れる分 3000円

村が実際に返す額 3000円

3000円の3割 900円

つまり、1万円の事業を村は、実質9000円で実施できるということになります。

だからこそ、どこの自治体もこの制度を使えるように国や県に要望しているのです。

●ただし、国・県の予算には、限りがあります

この制度は非常に有利なため、国や県の予算には、「順番」や「限度額」が設けられています。

また、国や県の事業であるため、目的・規格・材料・施工方法などに厳しい基準があり、その条件を満たしたものでなければ認められません。

## ●村としての姿勢

全国の自治体は、この制度を活用しながら住民サービスを向上させ、税負担を抑える努力をしています。

上小阿仁村も同じです。

なお、村が実質返す3割分については、減債基金として約6億円を計画的に積み立てています。

これからも村民の皆さんからお預かりした大切な税金を無駄にせず、村民が求める事業にしっかり活かせるよう、国や県に働きかけながら、最善の方法を探ってまいります。



株式会社北日本鉄工クマ捕獲用箱わな贈呈式の様子

## 村長の動静

(令和8年3月1日～3月31日)

1日(日) 北鷹高校卒業証書授与式（北秋田市）  
北鷹高校スキー部後援会（北秋田市）  
3日(火) 議会運営委員会

7日(土) 上小阿仁中学校卒業証書授与式  
12日(木) 上小阿仁小学校卒業証書授与式  
16日(月) 教育委員任命書交付

17日(火) 飲酒運転追放等競争表彰伝達式  
18日(水) 道の駅取締役会

19日(木) 県職員七尾氏来訪  
行政協力員会議  
20日(金) 秋田自動車道（きみまち阪一C）北秋田今泉（IC間）開通式（能代市）  
心の健康づくり講演会（国保連合会共催）

21日(土) かみこあに保育園卒園式  
23日(月) 能代河川国道事務所長来訪  
オーストラリア海外研修団出発式  
24日(火) 例月出納検査  
課長会議

26日(木) 株式会社北日本鉄工クマ捕獲用箱わな贈呈式  
内外情勢調査会知事講演（秋田市）

27日(金) 上小阿仁小中教職員離任挨拶来訪  
28日(土) 婦人会総会  
30日(月) 森林管理署支署長来訪  
オーストラリア海外研修団帰国

## 村長交際費 (令和8年3月1日～3月31日)

香典 故伊藤光氏 10000円

## 村の人口・世帯

|             |            |
|-------------|------------|
| 令和8年3月31日現在 | (前月比)      |
| ●世帯数        | 962世帯(－3)  |
| ●人口         | 1,771人(－6) |
| ●男          | 862人(－2)   |
| ●女          | 909人(－4)   |
| ●転入         | 7人(+4)     |
| ●転出         | 7人(+5)     |

## 3月慶弔だより

(3月1日～3月31日)

### ◆おくやみ申し上げます

杉 淵 貞さん(81) 沖田面  
高 田 ヨシさん(91) 沖田面  
鈴 木 ヒロさん(87) 大林  
伊 藤 光さん(92) 堂川

### ◆善意

社会福祉協議会へ、温かい善意が寄せられました。

### ◆香典返し

戸 澤 恵さん(小沢田)  
小 野 真紀子さん(沖田面)  
杉 淵 基さん(沖田面)

## 行政相談のお知らせ

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の仕事などについて苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関等の間に立って、問題の解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。

次のとおり定例相談会を行います。

■相談員 田村 秀幸(下仏社)

■日時 4月17日(金)

午前10時～正午

■場 所 農林実習室



## バス路線「スクール線」 運休日について

4月11日～5月10日の運休日は、次のとおりです。

### ■運休日

4月11日～13日、15日、18日～19日、25日～26日、29日。  
5月2日～6日、9日～10日。

## ふるさと納税

### 【3月の寄付件数】

3月1日から3月31日までのふるさと納税への寄付は19件でした。

匿名19件

大切に使用させていただきます。  
ありがとうございました。

※ふるさと納税はインターネットから申込ができます。「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「ANAのふるさと納税」「ふるさと納税百選」「Amazonふるさと納税」で検索してください。

### ●申し込み・問い合わせ先

総務課 企画班

☎(77)2221

### お詫びと訂正

令和8年3月号の掲載記事で誤りがありましたので、次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

P2 東京農業大学「森林療法体験会」

(誤) 武蔵野大学の事業

(正) 東京農業大学の事業

## 固定資産税

## 課税台帳を縦覧します

村では、次のとおり固定資産税課税台帳を縦覧に供します。

### ■縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)

午前8時30分～午後5時

※土日祝日を除きます。

### ■縦覧場所

住民福祉課 税務保険班窓口

### ●問い合わせ先

住民福祉課 税務保険班

☎(77)2222

## 全村一斉クリーンアップ

### ■日時

4月19日(日)

午前6時～

### ■場所

各集落公民館前に午前5時50分までに集合してください。

### ■内容

各集落で主要道路・公園・公民館などの清掃をお願いします。

### ●問い合わせ先

住民福祉課 住民福祉班

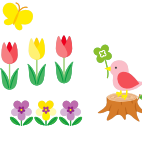
☎(77)2222

# 4・5月の 村民カレンダー

納期限のお知らせ

4月30日(木) 軽自動車税 全期

(令和8年4月10日から令和8年5月10日まで)

| 日SUN                                                                                                         | 月MON                                                                                             | 火TUE                                                                                             | 水WED                                                                                                         | 木THU                                                                                              | 金FRI                                                                                        | 土SAT                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <br>万灯火 ミニ縁日                |                                                                                                  | <br>万灯火 ミニ縁日   |                                                                                                              | <b>10</b><br>診療所 休み                                                                               | <b>11</b><br>診療所<br>内科 1日診療                                                                 |                             |
| <b>12</b><br>               | <b>13</b><br>   | <b>14</b><br>   | <b>15</b><br>話・笑・和くらぶ<br>13:00~15:00<br>若者センター<br>診療所<br>内科 午後休診<br>(杉風荘訪問診療のため)                             | <b>16</b><br>   | <b>17</b><br>転倒予防教室<br>10:00~11:30<br>若者センター<br>さわやかクラブ<br>13:30~15:00<br>保健センター<br>診療所 休み  | <b>18</b><br>診療所<br>内科 1日診療 |
| <b>19</b><br>春の全村一斉<br>クリーンアップ                                                                               | <b>20</b><br> | <b>21</b><br>胃がん検診<br>7:00~<br>沖田面公民館                                                            | <b>22</b><br>胃がん検診<br>7:00~<br>沖田面公民館<br>話・笑・和くらぶ<br>13:00~15:00<br>若者センター<br>診療所<br>内科 午後休診<br>(杉風荘訪問診療のため) | <b>23</b><br>胃がん検診<br>7:00~<br>沖田面公民館<br>元気サロン<br>10:30~14:00<br>保健センター                           | <b>24</b><br>胃がん検診<br>7:00~<br>沖田面公民館<br>転倒予防教室<br>10:00~11:30<br>若者センター<br>診療所 休み          | <b>25</b><br>診療所<br>内科 1日診療 |
| <b>26</b><br>             | <b>27</b><br> | <b>28</b><br> | <b>29</b><br>昭和の日                                                                                            | <b>30</b><br> | <b>5/1</b><br>転倒予防教室<br>10:00~11:30<br>若者センター<br>さわやかクラブ<br>13:30~15:00<br>保健センター<br>診療所 休み | <b>2</b><br>診療所<br>内科 1日診療  |
| <b>3</b><br>憲法記念日                                                                                            | <b>4</b><br>みどりの日                                                                                | <b>5</b><br>こどもの日                                                                                | <b>6</b><br>振替休日                                                                                             | <b>7</b><br>  | <b>8</b><br>転倒予防教室<br>10:00~11:30<br>若者センター<br>診療所 休み                                       | <b>9</b><br>診療所<br>内科 1日診療  |
| <b>10</b><br><br>万灯火 ミニ縁日 |                                                                                                  | <br>万灯火 ミニ縁日 |                                                                                                              |                                                                                                   |                                                                                             |                             |

# 福昌寺『十王経図』 (地獄掛図)見学

3月4日、上小阿仁小学校の3年生4名が  
沖田面の福昌寺で、年に1回公開される村有  
形文化財「十王経図」を見学しました。

保坂康雄ご住職の説明を受け、地獄の裁き  
の様子や鮮やかな色彩で描かれた掛け軸をじ  
っくりと鑑賞した後、「十王経図」に関する  
問題を解くなど、貴重な体験をしました。



企画・編集 秋田県上小阿仁村役場総務課 TEL. 0186(77)2221 FAX. 0186(77)2227  
〒018-4494 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地  
ホームページ <https://www.vill.kamikoani.akita.jp> Eメール [kamikoani@vill.kamikoani.lg.jp](mailto:kamikoani@vill.kamikoani.lg.jp)  
携帯URL <https://www.vill.kamikoani.akita.jp/m>